平成２２年（フ）第３８号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎338番地１
債務者　大竹　直美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
茨城県水戸市堀町1941番地の１　寿ハイツ201号
債務者　中川　幸江
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
水戸市元吉田町2277―37、住民票上の住所水戸市元吉田町2816番地の９
債務者　佐々木弘子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
水戸市東台２丁目６番18号
債務者　佐々木　新
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
茨城県神栖市土合本町４丁目9823番地２　県営住宅１棟103号
債務者　山本　明美
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３号
茨城県行方市岡507番地１
債務者　箕輪　あき
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５号
金沢市粟崎町５丁目35番地２、従前の住所金沢市直江北１丁目60番地
債務者　杉山　義仁
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
石川県白山市日向町ホ11番地17、従前の住所石川県白山市坂尻町へ32番地39
債務者　引地　香里
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３６５号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町６番地　ルミエール葛野大路210号福田方
債務者　小田垣久美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６７号
京都府相楽郡精華町光台８丁目22番地５
債務者　藤田　博一
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６８号
京都府相楽郡精華町光台８丁目22番地５
債務者　藤田　尚子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町157番地　ヤムズⅡ105
債務者　粂原　未佳
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
京都市中京区壬生相合町58番地
債務者　横江　良子（旧姓一柳）
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８２号
広島市南区仁保新町１丁目３番７―203号
債務者　藤原　　理
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―208号
債務者　西見　啓志
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―208号
債務者　西見美起子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
広島市南区皆実町４丁目20番３―202号、住民票上の住所広島市南区皆実町４丁目20番３―201号
債務者　保井　幸造
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
広島市東区中山南１丁目６番13―203号石田マンション
債務者　高橋　徹也
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部